

	御意見の概要	御意見に対する財務省の考え方
1	「温室効果ガス排出削減に寄与する措置」を追加する必要はないですね。温室効果ガス（二酸化炭素？）という定義自体が誤っていますから。燃料アンモニアや電気自動車も、地球温暖化説&二酸化炭素犯人説という誤った考えに基づいたものですから、同様に不要です。	財務省としては、株式会社国際協力銀行法に基づき、株式会社国際協力銀行が、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することが必要であると考えており、今回の政令改正が必要であると考えています。
2	改正案欄の第3条第3号ツの「人その他の生物」には植物が含まれると考えてよろしいか。	本政令案による改正後の株式会社国際協力銀行法施行令第3条第3号ツに規定する「人その他の生物」に植物は含まれると考えていますが、具体的な各事例が株式会社国際協力銀行の業務の対象となるかについては、株式会社国際協力銀行法及びその関連法令の規定に従って個別に判断することとなります。